

熊本県監査委員公告第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、令和元年（2019年）11月28日から令和2年（2020年）1月21日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年（2020年）9月28日

熊本県監査委員 福島 誠 治
 同 竹 中 潮
 同 岩 下 栄 一
 同 山 口 裕

指摘事項

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
教育委員 会菊池高 等学校	<p>（学校徴収金の取扱いについて）</p> <p>転退学者への返還金について、生徒ごとに速やかに精算すべきところ、翌年度9月に一括して返還している。</p> <p>なお、転退学者への返還金遅延については、昨年度監査においても課題とされたが、改善されていない。</p> <p>学校徴収金については、熊本県立学校学校徴収金取扱要項等に基づき、公費に準じた適正な会計処理等を行うこと。</p>	<p>これまでも職員研修や学年会計担当への個別指導を通じて、転退学者への速やかな精算、返金処理について周知していたが、組織的なチェック体制が構築できていなかったため、再発した事案である。</p> <p>再発防止策として「生徒異動に伴う学校徴収金返還状況一覧」を作成し、転退学者への精算、返金処理の進捗状況を可視化するとともに、学年会計担当と事務部とで相互にチェックする体制を構築した。</p> <p>当該一覧に基づき、令和元年度（2019年度）の転退学者への精算、返金処理も完了している。</p> <p>また、全職員で再発防止に取り組む必要があるため、令和2年度（2020年度）当初の職員会議で、転退学者への速やかな精算、返金処理についてあらためて周知した。今後も職員朝会、職員研修等で周知徹底していくとともに、特に転退学者が多く発生する時期には重点的に精算、返金処理の進捗状況を管理することとする。</p>

教育委員会
松橋高等学校

(学校徴収金の取扱いについて)

学校徴収金について、次の課題がある。

また、昨年度の監査において課題とされ措置を講じたと報告された課題について改善されていない。

- (1) 簿冊がない会計がある。
- (2) 支出、収入の決裁をせず、領収書も徴していないものがある。
- (3) 通帳と印鑑を同一人物が管理している。
- (4) 保護者等の監査を受けていないものがある。
- (5) 保護者等への決算報告が行われていない。
- (6) 納品検査をしていないものがある。
- (7) 卒業記念品を購入している。

学校徴収金については、熊本県立学校学校徴収金取扱要項等に基づき、公費に準じた適正な会計処理等を行うこと。

(1) 監査当日に提示できなかった2年1組会計の簿冊は令和2年(2020年)4月に事務室で発見した。そのため、同年3月の保護者の監査では、支出同等の電子データをもとに保護者の監査を受けていたが、その後、発見した簿冊内の決裁書類と決算書とを突合し、決算が適正であることを再度確認した。今後は、簿冊の亡失等を防止するため、会計年度の経過後は事務室で簿冊を管理することとした。

(2) 監査当日に提示できなかった3年1組～3組会計の保護者返金に係る決裁書類及び領収書のうち、領収書は監査後に発見した。また、決裁書類は監査後に整備した。

(3) 同一人物が通帳と印鑑を管理していた会計については、別人が通帳を管理することとした。

(4) 保護者の監査を受けていなかった会計については、監査後に保護者の監査を受けた。

(5) 保護者への決算報告をしていなかった会計については監査後に保護者への決算報告をした。

(6) 職員に対して納品検査の必要性を再度周知した。なお、監査日以降は適切に納品検査を実施している。

(7) 職員に対して卒業記念品代は保護者会の最終学年の学年委員長が徴収し、その管理のもと支出する必要があることを再度周知した。

本校は、令和2年度(2020年度)に、教職員の事務負担軽減、会計処理等の適正化等に重点的に取り組む学校徴収金のモデル校に指定されており、学校徴収金検討委員会等において、学校全体で適正な会計処理等を行うよう共通理解を図った。

	<p>(管理主体・管理体制が不明確な資金の存在について)</p> <p>松橋高等学校において、百周年記念事業の残金が管理主体・管理体制が不明確な資金として存在し、十分な監査体制が整っておらず、決算報告等がなされていない。</p> <p>学校における私費会計について、令和元年(2019年)11月7日付け教人第1071号教育長通知(学校における私費会計の適正な事務処理等について)に基づき、適正な事務処理等を行うこと。</p>	<p>百周年記念事業の残金は、管理主体を同窓会とすることとし、令和2年(2020年)6月17日に通帳の名義を同窓会長に変更した。</p> <p>今後は、同窓会事務局で当該資金を管理し、監査、決算報告等を行うこととする。</p>
<p>教育委員会 八代高等学校</p>	<p>(私費会計における不適正な事務処理及び管理主体・管理体制が不明確な資金の存在について)</p> <p>八代高等学校に存在する同窓会からの寄付金等を原資として積み立てられた資金(グローバル教育支援基金(通称))について、以下の課題がある。</p> <p>(1)職員が公印(学校印)を無断で使用して当該資金(基金)の銀行口座を開設している。</p> <p>(2)当該資金(基金)の銀行口座について、通帳及び通帳印を職員一人で管理していた。</p> <p>(3)事務室にて取り扱う通帳について、金庫の管理簿へ記載されていなかった。</p> <p>(4)学校における私費会計について、十分な監査体制が整っておらず、事務処理が不適正であった。</p> <p>八代高等学校に現存する管理主体・管理体制が不明確な資金については、その本質的な課題の究明を行い管理体制等を構築するとともに、県立学校における私費会計については、令和元年(2019年)11</p>	<p>当該資金(基金)については、原資、趣旨、用途等から団体会計での管理とし、必要時に学校支援活動の一環として支援を受けることが適当であるため、同窓会及びPTAと協議を重ね、令和2年(2020年)3月24日に原資の出資元である同窓会及びPTAに返金し、資金(基金)の口座は解約した。</p> <p>なお、今後、団体会計等で校長を名義人とする口座を開設する場合は、公印ではなく私印で口座を開設するとともに、通帳管理者と印鑑管理者を別にするものとする。</p>

	<p>月7日付け教人第1071号教育長通知（学校における私費会計の適正な事務処理等について）等に基づき、適正な事務処理を行うこと。</p>	
<p>教育委員会 翔陽高等学校</p>	<p>（受託料の管理について） 町道三吉原北出口線植樹帯管理業務について、「熊本県」として大津町と受託契約を締結すべきところ、契約主体ではない「翔陽高等学校」で契約を行い、受託料30万円を県の歳入として受け入れず、学校管理としている。 契約の際は「熊本県」として行うとともに、地方自治法に基づき、県の歳入として受け入れること。</p>	<p>町道三吉原北出口線植樹帯管理業務委託契約の委託者である大津町と協議のうえ、令和2年度（2020年度）からは、大津町に対して、植樹帯の管理に必要となる花苗を販売し、販売代金を熊本県立高等学校実習資金特別会計の歳入とすることとした。 なお、令和2年度（2020年度）からは、単価契約のように一定期間継続する売買契約でなく単一の売買契約となること、予定価格が50万円を超えない随意契約（財産の売払い）となることから契約書の作成を予定していないが、今後、契約書を作成することがあれば、契約書前文の契約当事者を「熊本県」とすることとする。</p>
<p>教育委員会 荒尾支援学校</p>	<p>（職員の交通法規違反について） 私用中の司法処分が課された交通法規違反（人身事故）が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>当該職員に対して、教職員としての自覚を持ち、常に緊張感を持った運転を心がけるよう、校長・教頭から指導した。 また、全職員に対して、職員朝会や職員会議時に安全運転及び飲酒運転の根絶に向けた指導・注意喚起を行うとともに時間に余裕を持った行動をとるよう徹底した。 今後も職員会議・職員朝会の際に、交通事故・交通違反の根絶に向けた研修・注意喚起といった取組を継続していくこととする。</p>
<p>教育委員会 玉名高等学校 附属中学校</p>	<p>（職員の交通法規違反について） 通勤中の司法処分が課された交通法規違反（人身事故）が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>職員会議、職員研修、職員朝会等を活用し、管理職から職員に対し交通事故防止及び交通安全意識の高揚について継続的に注意喚起を実施している。 また、日頃から出張する職員に対しては時間に余裕を持って出発するよう促すとともに、交通安全、交通ルール順守の意識を持ち、安全運転を行うよう指導している。 今後も職員会議等の機会を活用し、職員へ継続した交通安全指導及び注意喚起を実施し、交通事故ゼロを目指して取り組むこととする。</p>

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの

意見事項

監 査 対象機関	監査結果に付した意見	意見に対する通知事項
<p>教育委員会 高校教育課</p>	<p>(生産品の記録について) 高等学校における農業実習等に係る生産品については、物品取扱規則、同規則運用通達（管理調達課所管）及び熊本県立高等学校農業に関する学科等の生産品取扱要領（高校教育課所管）に基づき、①実習日誌、②生産調書、③生産品出納簿、④物品需要伝票を作成してその生産や販売等の処分を記録することとされている。 上記①～④は様式が定められているが、いずれの様式も、生産物の種類ごとに生産数量や販売及び保管数量を記載することとなっており、記載項目が重複している。作成の時間に加え、同じような内容の書類をそれぞれチェックする必要もあり、現場における職員の負担感は小さくない。 昨今の学校現場においては、教員の長時間労働が問題となっており、その現状を解消するため、働き方改革に対応した業務のコンパクト化は喫緊の課題である。 適切な物品管理のための内部におけるけん制機能を確保しつつ、現場の実情を踏まえ、ICTの活用など、業務改善につながるような効率的かつ効果的な生産品管理の手法について、出納局と連携の上、検討されたい。</p>	<p>関係高校に対し、実習生産品の記録事務について、物品取扱規則等で定められている記録様式の作成状況や、各様式の記録の必要性等に関するアンケート調査を実施した。 この調査結果を踏まえ、特に学校現場から見直しの要望が多い「生産調書」及び「生産品出納簿」の取扱いを検討するため、規則等を所管する出納局管理調達課において、他部局を含む関係出先機関の実態を把握する予定。 また、学校現場における「物品需要伝票」のデータファイル化の推進等、入力事務の省力化を図ることとした。</p>

〈参考〉

「意見事項」とは、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に付記するものである。